

夢洲まちづくり基本方針検討会 規約

(名称)

第1条 本会は「夢洲まちづくり基本方針検討会（以下「検討会」という）」と称する。

(目的)

第2条 検討会は、府、市、経済界で策定した「夢洲まちづくり構想」を基本に、大阪・関西万博の開催決定や大阪 IR 基本構想（案）のとりまとめなどを踏まえ、夢洲の国際観光拠点形成に向けた基本方針をとりまとめることを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、以下の検討・協議を行う。

- (1) 国際観光拠点での都市空間形成、導入機能
- (2) スマートシティ（情報基盤、エネルギー、交通システム、エリアマネジメント等）
- (3) 国際観光拠点形成の進め方
- (4) その他、夢洲まちづくりを進めるうえで必要となる事項 等

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会議の運営)

第5条 検討会は会議の運営に関し、以下のとおり定める。

- (1) 検討会には、ワーキングを置くものとする。
- (2) 検討会には、関係行政機関がオブザーバー参加する。
- (3) 検討会の事業に必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 検討会で、とりまとめた基本方針は公表するものとする。
- (5) 検討会は書面により開催することができる。
- (6) 検討会の事務局は大阪市都市計画局と大阪府市 IR 推進局とする。

(解散)

第6条 検討会は、第2条の目的を達成した時に解散する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営などに関して必要な事項は委員の協議により定める。

附 則

この規約は、平成31年3月29日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月9日より施行する。

(別表)

<委員>

公益社団法人 関西経済連合会 専務理事
一般社団法人 関西経済同友会 常任幹事・事務局長
大阪商工会議所 専務理事
大阪府住宅まちづくり部 部長
大阪府市 IR 推進局 局長
大阪市経済戦略局 局長
大阪市都市計画局 局長
大阪市港湾局 局長

<オブザーバー>

大阪府政策企画部万博協力室長
大阪府都市整備部事業管理室長